

368

057

令和 4 年 9 月 15 日

三 重 県 知 事 殿

三重県桑名市大字東方1808番地の1

医療法人 野崎耳鼻咽喉科

理事長 野 崎 秋 一

電話番号 0594(21)6387



決 算 届

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事 業 報 告 書
- 2 財 産 目 録
- 3 貸 借 対 照 表
- 4 損 益 計 算 書
- 5 監 事 の 監 査 報 告 書



事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 野崎耳鼻咽喉科
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成2年7月19日
- (4) 設立登記年月日 平成2年7月30日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 医療法人 野崎耳鼻咽喉科 三重県桑名市大字東方1808番地の1
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- 令和3年9月10日 令和3年度決算の決定
- 令和4年7月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 野崎耳鼻咽喉科

所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	51,827 千円
2. 負 債 額	3,647 千円
3. 純 資 産 額	48,180 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,853
B 固 定 資 産	32,974
C 資 産 合 計	51,827
D 負 債 合 計	3,647
E 純 資 産	48,180

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 野崎耳鼻咽喉科

所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1

貸 借 対 照 表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	18,853	I 流 動 負 債	3,647
II 固 定 資 産	32,974	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	1,708	負 債 合 計	3,647
2 無 形 固 定 資 産	50	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	31,215	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	38,180
		純 資 産 合 計	48,180
資 産 合 計	51,827	負 債 ・ 純 資 産 合 計	51,827

法人名 医療法人 野崎耳鼻咽喉科

所在地 三重県桑名市大字東方1808番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	30,150
2 事業費用	37,909
事業利益	△ 7,759
II 事業外収益	1,300
III 事業外費用	0
經常利益	△ 6,458
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 6,458
法人税等	72
当期純利益	△ 6,530

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 野崎耳鼻咽喉科
理事長 野崎 秋一 殿

私は、医療法人 野崎耳鼻咽喉科の令和4会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月11日

医療法人 野崎耳鼻咽喉科
監事 野崎 理沙

